

行田市中小企業経営近代化振興資金

■ 特徴

物価高騰の影響を受けている中小企業の皆さまへの支援策として、金融機関と提携して特別優遇金利での貸出を実現しています。これは、本来の貸出利率のうち一部を市が皆さまの肩代わりをして金融機関に支払うことで、下記の貸出利率でご融資を受けることができるようにしているものです。

■ 融資条件

限度額	3,000 万円	
資金用途	運転	設備
期間	1～5 年（据置 6 ヶ月以内）	1～7 年（据置 6 ヶ月以内）
利率	ご融資日の長期プライムレートから▲0.75%	
保証人	個人：原則として不要（状況により他者を付す場合あり） 法人：必要に応じて 原則として代表者（状況により他者を付す場合あり）	
	【保証人の条件】 ○市税完納者 ○債務を弁済できる資力がある方 ○代位弁済に係る債務を負った場合、その債務を完済している方	
信用保証	必要に応じて付する	
担保	必要に応じて	

■ 利用条件

- ①市税を滞納していないこと
- ②中小企業者の要件を満たしていること
- ③許可・認可・免許・登録等を要する業種を営む場合、その許認可等を取得していること
- ④本人または連帯保証人として保証協会の代位弁済による債務を負った場合、その債務を完済していること
- ⑤市制度融資の連帯保証人になっていないこと
- ⑥市内に2年以上住所・事業所を有する個人事業者または、設立登記後1年以上経過し、市内に本店登記をしている法人（協同組合等を含む）でいずれも2年以上同一事業を営んでいること
- ⑦信用保証協会の保証付融資の場合は信用保証対象業種を営むこと

申し込み・問い合わせ

行田市役所商工観光課 048-556-1111（内線 5404）
（株）商工組合中央金庫熊谷支店 048-525-3751

中小企業経営近代化振興資金 必要書類一覧

○：必ず必要 ▲：場合により必要

提出書類 ※押印は全て実印		個人	法人	備考	チェック	
1	融資あっせん申込書（様式第3号）	○	○			
2	営業開始届出済証明書 ※未届の場合は届出を行なってください	○		税務課 市制度融資初回利用時のみ		
3	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）		○	法務局		
4	許認可証、免許、登録証、認証、届出などの写し	▲	▲	許認可等が必要な業種のみ		
5	経歴書（法人の場合、代表者のもの）	▲	▲	保証協会初回利用時のみ		
6	市税完納証明書	○	○	税務課		
7	確定申告書（青色申告決算書／白色申告収支内訳書を含む）	○		直近2年分		
	法人税申告書、決算書（勘定科目明細書を含む）		○	直近2期分		
8	保証人 市町村税の未納税額のないことの証明書（完納証明願） ※法人の代表者以外の方が連帯保証人となる場合、10・11も必要	▲	▲	居住市町村の発行する証明書 一人につき一部必要		
9	設備資金	見積書原本 （値引き等含んだ最終的な見積額で日付・見積者押印のあるもの）	○	○	個人：個人のフルネーム 法人：正式名称	
		カタログ（具体的に写真等でサイズ・グレード等確認できるもの）	○	○	中古でカタログがない場合は実物の写真	
		図面（場所が特定できるもの）	▲	▲	改装等を行う場合	
		建築確認通知書の写し	▲	▲	建築確認を必要とする場合	
		賃貸借契約書、所有者の承諾書	▲	▲	借地借家の場合 （親族・代表者所有の場合も必要）	
● 法人の代表者以外の方が連帯保証人となる場合、さらに必要となる書類						
10	所得および市町村民税・都道府県民税の課税状況がわかる証明書			行田市の場合、所得課税証明書		
11	固定資産評価証明書			固定資産を所有している場合		

※市の審査後、金融機関・保証協会の利用状況に応じて、上記1～11の書類の他に各種証明書や追加の添付資料が必要となります。

【例】印鑑証明書（本人・保証人）、事業税の納税証明書、受注工事明細書、資金繰り表 など

お申込みから融資実行まで

